

次なる  
茨木へ。

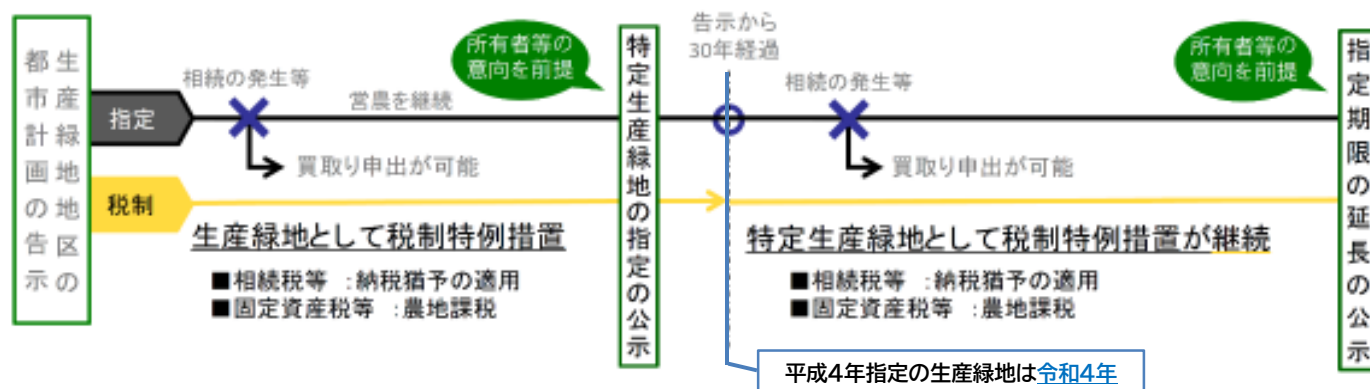
農業の心、茨木にある。

## 特定生産緑地制度について

本市は平成4年から生産緑地の指定を開始し、まもなく指定後30年を迎えます。30年を経過すると、いつでも買取り申出が可能になる一方で、税制特例措置の適用が段階的になくなるなど、農地を保有する上での環境が大きく変化します。

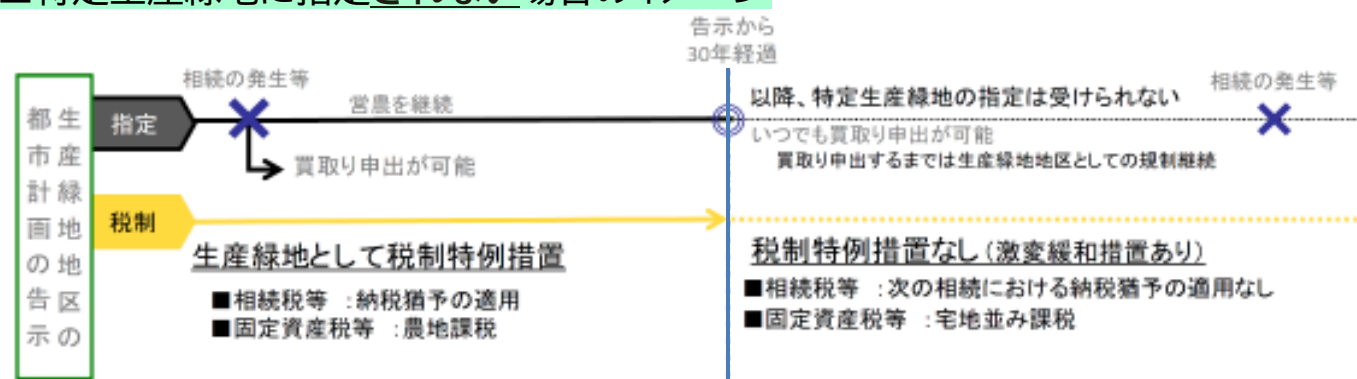
このため法律が改正され、これまでと同じ環境で営農できる期間を10年間延長する『特定生産緑地制度』が創設されました。

### ■特定生産緑地に指定される場合のイメージ



特定生産緑地は、生産緑地指定から30年が経過するまでに、所有者の申請等に基づいて市が指定するものであり、自動的に特定生産緑地になるわけではありません。指定を希望される方は期限(4頁のQ4を参照)までに申請書類の提出をお願いします。

### ■特定生産緑地に指定されない場合のイメージ



本リーフレットには指定を受けない場合どうなるのかなどについても記載していますので、よくお読みいただき、今後のご判断の参考にしてください。

# 特定生産緑地の指定メリット

特定生産緑地の指定を受けると、生産緑地と同様の建築制限等が継続する一方で、農地の保有や相続における様々なメリットがあります。制度内容を十分にご理解の上、指定をうけるかどうかご判断ください。

なお、申請期限内に申請を行わず、生産緑地指定(都市計画の告示)から30年が経過してしまうと、指定を受けることができなくなります。

## 営農を続ける際のメリット

### 特定生産緑地を選択

#### ○ 固定資産税等は引き続き農地評価です

特定生産緑地の固定資産税・都市計画税は引き続き、農地評価・農地課税です。

#### ○ 10年毎に継続の可否を判断できます

特定生産緑地の指定は、10年毎の更新制です

(10年の間に相続等が生じた場合、これまで同様、買取りの申出が可能です)。

### 特定生産緑地を選択しない

#### × 固定資産税等の負担が急増します

5年後には、ほぼ宅地並み課税の税額まで上昇します。

#### × 30年経過後は、特定生産緑地を選択することはできません

特定生産緑地は、生産緑地地区の都市計画決定後30年が経過する前までにしか指定できません。

## 相続する際のメリット

### 特定生産緑地を選択

#### ○ 次の相続での選択肢が広がります

次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買取りの申出をするかを選択できます。

#### ○ 農地を残しやすくなります

次世代の方が、第三者に農地を貸しても、相続税の納税猶予が継続します。

(都市農地の貸借の円滑化に関する法律(農林水産省)がH30.9月施行)

### 特定生産緑地を選択しない

#### × 次の相続での選択肢が狭まります

特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません

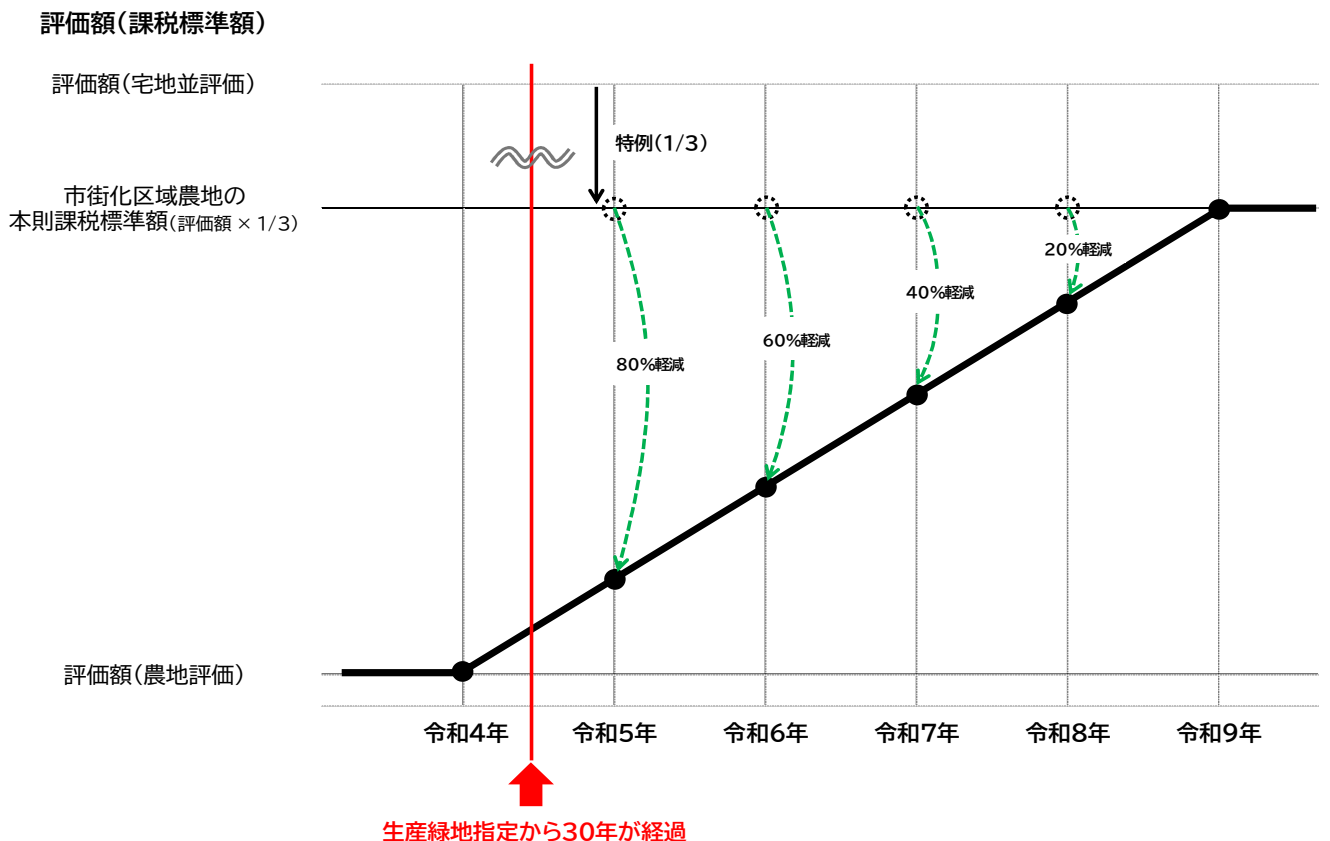
(現世代の納税猶予は、営農を継続する場合次の相続まで継続します)。

# 特定生産緑地制度の税制

区分	生産緑地以外 (市街化区域内農地)	生産緑地		
		指定から30年経過まで	指定から30年経過後	
			特定生産緑地	非特定生産緑地
固定資産税 の課税	宅地並み評価 宅地評価額-造成費相当額  宅地並み課税 課税額=評価額×1/3×1.4% 前年度比5%増までに抑制	農地評価 売買事例価格による評価  農地課税 課税額=評価額×1.4% 前年度比10%増までに抑制	農地評価 売買事例価格による評価  農地課税 課税額=評価額×1.4% 前年度比10%増までに抑制	宅地並み評価 宅地評価額-造成費相当額  宅地並み課税 課税額=評価額×1/3×1.4% 前年度比5%増までに抑制 5年間激変緩和措置あり
相続税の 納税猶予	納税猶予なし	納税猶予あり 終身営農で免除 貸借※でも納税猶予継続	納税猶予あり 終身営農で免除 (貸借※でも納税猶予継続)	納税猶予なし 現世代の納税猶予のみ 終身営農で免除 (現世代に限り貸借※でも 納税猶予継続)
都市計画 制限	特になし	建築制限あり (30年間)	建築制限あり (10年間) 更新可能	買取り申出可能 建築制限あり

※都市農地の貸借の円滑化に関する法律、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく貸借に限ります。

## (参考) 非特定生産緑地の固定資産税等の上昇イメージ(平成4年指定の生産緑地の場合)



# 特定生産緑地に関するQ&A

## Q1. 特定生産緑地の指定は必ず受けないといけないのですか。

A1. 指定を受けるかどうかは任意ですが、申請期限内に申請を行わず、生産緑地指定から30年が経過してしまうと、指定を受けることができなくなりますのでご注意ください。

## Q2. 特定生産緑地の指定を受けるための条件はありますか。

A2. 農地として適切に管理されていること、利害関係人の同意が得られていることなどが必要です。利害関係人が遠隔地にお住いの場合などは、同意取得に時間を要することも考えられますので、お早めのご準備をお勧めします。

## Q3. 申請にあたって同意を取得する必要がある利害関係人とは何ですか。

以下に例を示します。あくまでも一例ですので、詳しくは都市政策課までお問い合わせください。

A3. 

- ・共有名義人
- ・小作人
- ・抵当権者(ただし、納税猶予制度の適用により税務署が抵当権者である場合については、同意取得は不要です)

## Q4. いつまでに手続きを行う必要がありますか。

A4. **平成4年に指定された生産緑地は、令和4年3月31日が指定申請の最終期限となります。**  
手続きの詳細は、市から郵送するお知らせをご確認ください。

## Q5. 郵送での申請は可能ですか。また、代理人による申請は可能ですか。

A5. 権利関係や営農状況等の確認のため、原則として市役所窓口での申請をお願いしています。委任状があれば代理人による申請は可能です。

## Q6. 特定生産緑地の指定は何年間継続しますか。

A6. 10年間継続し、以降は10年ごとに更新ができます。

## Q7. 特定生産緑地を途中でやめることは可能ですか。

A7. 通常の生産緑地と同じく、買取り申出は主たる従事者の死亡や故障の場合に限られます。

## Q8. 特定生産緑地の指定を受けた場合、移行するのはいつからですか。

A8. 生産緑地指定後30年が経過する日から移行します。  
※特定生産緑地に指定された日からではありません。

## Q9. 生産緑地以外の農地を特定生産緑地に指定できますか。

A9. できません。まずは生産緑地として、30年間の指定を受ける必要があります。  
生産緑地指定の申請は随時受け付けていますので、ご相談ください。

## Q10. 何からはじめてよいかわかりません。

A10. ご不明な点があれば、茨木市都市政策課までお問い合わせください。



## お問い合わせ先

茨木市 都市整備部 都市政策課 (計画係)

《受付時間》月～金曜日(祝日を除く) 8時45分～17時15分

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号(南館5階)

電話:072-620-1660 FAX:072-620-1730

mail: toshi@city.ibaraki.lg.jp